

事例8 LDEC(株)による(株)アルプス物流の株式取得

第1 当事会社

LDEC株式会社(法人番号1010001244552)(以下「LDEC」という。)は、3PL事業を営むロジスティード株式会社(法人番号4010001226242)(以下「ロジスティード」という。)が設立した特別目的会社である。

株式会社アルプス物流(法人番号9020001019401)(以下「アルプス物流」という。)は、3PL事業を営む会社である。

以下、ロジスティードと既に結合関係が形成されている企業の集団を「ロジスティードグループ」、アルプス物流を親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「アルプス物流グループ」、ロジスティードグループとアルプス物流グループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 企業結合計画の概要及び関係法条

当事会社グループが計画している企業結合は、LDECが、アルプス物流の株式に係る議決権の50%を超えて取得する(以下「本件行為」という。)というものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競合関係にあるものは複数存在するところ、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた3PL事業における水平型企业結合の検討結果を中心に詳述したものである。

第3 一定の取引分野

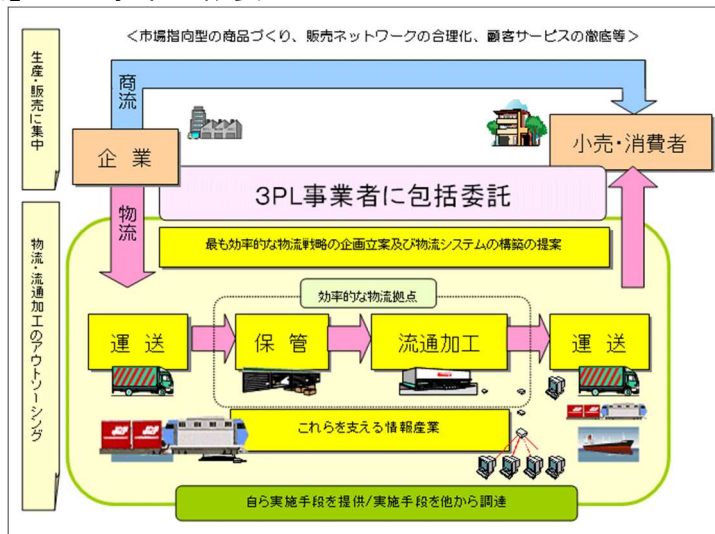
1 役務の概要等

「3PL」は「third party logistics」の略称であり、3PL事業とは、荷主(first party)や卸売業者・小売業者(second party)とは異なる第三者(third party)が荷主に対して効率的な物流システムの構築を提案し、包括して物流業務を受託する業務のことをいう(下図参照)。

3PL事業の需要者である荷主は、3PL事業者に対して、商品の輸送、保管、在庫管理、流通加工、検品、返品処理等の物流業務を包括的に委託することにより、物流コストの低減や、効率的で高品質な物流を実現するとともに、経営資源を生産や販売などの本来業務に重点配分できるというメリットを得ることができる。

3PL事業の事業形態には、自社でトラック車両や倉庫などの物流資産(アセット)を持つアセット型、自社では物流資産を持たず外部の運送業者や倉庫業者を利用するノンアセット型、自社でトラック車両や倉庫などを有しつつ、他社にも配送や倉庫管理等を委託する混合型モデルがある。当事会社グループはいずれも、混合型モデルで事業を営んでいる。

【図】 3PL事業の概要

(出所：国土交通省ウェブサイト¹⁾)

2 役務範囲

(1) 3PL事業と各種物流関連事業との代替性

ア 需要の代替性

物流業者には、貨物の輸送や倉庫での保管といった各種物流業務を包括的に提供する3PL事業者と、これら各種物流業務を個別に提供する運送業者や倉庫業者等が存在し、荷主が製品・商品を流通させる際には、自らの目的に沿った事業者を選択している。

3PL事業者は、物流業務全体（輸送、保管、在庫管理、流通加工、検品、返品処理等）のコスト低減や本来事業への経営資源の重点配分を企図する荷主において選択されていることに鑑みると、3PL事業と各種物流関連事業との間の需要の代替性は限定的である。

イ 供給の代替性

3PL事業を営むには、物流業務全般にわたるノウハウのほか、各種物流業務を組み合わせることなどにより荷主の要望を満たす提案ができることや、オペレーション能力を備えていることが必要である。

他方、各種物流業務を個別に提供する事業者が有するノウハウやオペレーション能力は自らが提供する物流業務に限られるため、当該事業者が3PL事業を営むことは容易ではないと考えられる。したがって、3PL事業とその他の物流関連事業との間における供給の代替性は限定的である。

ウ 小括

以上から、3PL事業と他の物流関連事業とは異なる役務範囲を構成する。

¹ <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu03340.html>

(2) 温度帯の異なるサービス間の代替性

ア 需要の代替性

3PL事業で取り扱われる貨物は、輸送や保管における温度管理の観点から、常温貨物（工業製品等）と温度管理が必要な貨物（食料品、医薬品等）に大別される。また、輸送等の適用温度は、受託した貨物の品質維持の観点から、一般的に、冷凍、冷蔵及び常温の3種類の温度帯（以下「3温度帯」という。）の別で管理されている。

荷主は、貨物に合わせた適用温度で輸送等が行われることを前提に委託先事業者を選択していることから、冷凍、冷蔵及び常温の各温度帯で提供される3PL事業間の需要の代替性は認められない。

イ 供給の代替性

(7) 冷凍温度帯と冷蔵温度帯で提供される3PL事業の代替性

冷蔵及び冷凍の温度帯の貨物を取り扱うためには、温度帯に応じた運送車両や倉庫等の設備が必要となる。

この点、スーパーマーケットやコンビニエンスストアへの食料品配送では冷凍・冷蔵設備が備わった運送車両で配送するなど、冷蔵貨物と冷凍貨物を複合的に輸送する場合が一般的であることから、冷蔵温度帯と冷凍温度帯の3PL事業の間では供給の代替性が認められる。

(イ) 常温温度帯とそれ以外の温度帯で提供される3PL事業の代替性

常温の貨物しか取り扱っていない事業者が冷凍・冷蔵の貨物を取り扱うためには、冷蔵・冷凍設備の備わった運送車両や倉庫を自ら用意するか、冷蔵・冷凍の貨物を取り扱うことができる物流事業者を手配する必要がある。また、当事会社グループにおいても、常温温度帯で提供される3PL事業は日本全国で受託実績があるのに対し、冷蔵・冷凍温度帯で提供される3PL事業で受注実績があるのは一部都道府県に限られており、一方の事業を営む者であれば他方の事業を容易に行い得るとはいえない。さらに、常温温度帯で提供される3PL事業と冷蔵・冷凍の温度帯で提供される3PL事業では事業者の顔ぶれが異なる。

したがって、常温温度帯で提供される3PL事業とそれ以外の温度帯で提供される3PL事業との間の供給の代替性は認められない。

ウ 小括

以上のとおり、冷凍、冷蔵及び常温の各温度帯で提供される3PL事業の間の需要の代替性は認められないが、冷蔵温度帯及び冷凍温度帯で提供される3PL事業の間では供給の代替性は認められる。

したがって、本件では、「常温温度帯の3PL事業」及び冷蔵温度帯と冷凍温度帯を包含した「低温温度帯の3PL事業」を役務範囲として画定した。

3 地理的範囲

(1) 常温温度帯の3PL事業

常温温度帯の3PL事業が対象としている主たる物流業務は、サプライヤーからメーカーの工場に製品製造に必要な資材を運ぶための物流（いわゆる調達物流）、メーカーの工場内部又は工場間の物流（いわゆる生産物流）及びメーカーの工場から卸売業者や小売業者に製品を運ぶための物流（いわゆる販売物流）である。このような形態の物流では、輸送や保管といった各種物流業務は様々な場所で発生し得るため、荷主は、全国的に拠点を有するなどして、全国各地で発生する物流業務に対応できる体制を整えている事業者には物流業務を委託することが通常であり、それら全国展開している事業者によって競争が行われている状況は地域によって異なる。

したがって、本件では、常温温度帯の3PL事業に係る地理的範囲を「日本全国」として画定した。

(2) 低温温度帯の3PL事業

低温温度帯の3PL事業が対象としている物流業務には、冷凍食品メーカーの物流業務のように全国的な配送を必要とするものもあるが、産地市場（卸売市場）や農協等から消費地市場（卸売市場）や食品メーカー・商社・流通事業者の拠点までの輸送、流通事業者の物流センターとスーパーマーケット等の各店舗を結ぶ輸送、生活協同組合の宅配など一定の地域内で物流が完結しているものもある。そのような物流では、荷主は、限られた地域で事業展開している地域の事業者を委託先として選択することも可能であるため、地域ごとに荷主が選択可能な事業者の範囲が異なり、競争の状況も異なり得る。

低温温度帯の3PL事業が対象としている上記の物流業務は、都道府県又はそれよりやや広い範囲で行われている事情が認められ、荷主との取引を巡って競争が行われる範囲は当該範囲であると考えられる。

したがって、本件では、低温温度帯の3PL事業に係る地理的範囲を「都道府県」として画定した。

第4 本件行為が競争に与える影響

1 本件行為の企業結合類型

まず、常温温度帯の3PL事業については、当事会社グループがいずれも常温温度帯の3PL事業を営んでいることから、水平型企业結合に該当する。

次に、低温温度帯の3PL事業については、ロジスティードグループが47都道府県中12箇所、アルプス物流グループが4箇所において事業を営んでいるところ、

当事会社グループのいずれもが事業を営んでいる3箇所においては水平型企業結合に、一方のみが事業を営んでいる10箇所においては混合型企業結合に該当する。

2 一定の取引分野におけるセーフハーバー基準の該当性

常温温度帯の3PL事業及び前記1に挙げた各箇所における低温温度帯の3PL事業の市場シェアはいずれも不明であるため、水平型企業結合のセーフハーバー基準及び混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして検討する。

3 水平型企業結合

(1) 水平型企業結合①(常温温度帯の3PL事業)

常温温度帯の3PL事業には有力な競争者が多数存在しており、本件行為後においても、これらの競争者からの牽制力が引き続き働くと考えられる。

したがって、本件行為により、当事会社グループの単独行動又は協調的行動により、常温温度帯の3PL事業における競争を実質的に制限することとならない。

(2) 水平型企業結合②(低温温度帯の3PL事業)

前記1に挙げた3箇所においては、全国規模で低温温度帯の3PL事業を営む複数の大手事業者が競争者として存在しているほか、地場の競争者が各箇所5社以上存在しており、本件行為後においても、これらの競争者からの牽制力が引き続き働くと考えられる。

したがって、本件行為により、当事会社グループの単独行動又は協調的行動により、3箇所の低温温度帯の3PL事業における競争を実質的に制限することとならない。

4 混合型企業結合(低温温度帯の3PL事業)

当事会社グループのいずれか一方のみが低温温度帯の3PL事業を行う前記1に挙げた10箇所について、本件行為が行われなかった場合には、他方当事会社グループが単独で新規参入することも想定され、当事会社グループは潜在的競争者の立場にある。そのため、本件行為により、当該10箇所における他方当事会社グループの新規参入の可能性が失われ、当事会社グループ間の潜在的競争が消滅することが想定される。

しかし、上記10箇所においては、前記3(2)と同様、全国規模で低温温度帯の3PL事業を営む複数の大手事業者が競争者として存在しているほか、地場の競争者が各箇所5社以上存在しており、本件行為後においても、これらの競争者からの牽制力が引き続き働くと考えられる。

したがって、本件行為による潜在的競争の消滅が市場の競争に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

第 5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。